株式会社広島建築住宅センター

住宅性能評価業務規程

第１章　　総　　則

（趣　旨）

第１条　この評価業務規程（以下「規程」という。）は、株式会社広島建築住宅センター（以下「当機関」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第７条第１項に規定する評価の業務（以下単に「評価の業務」という。）及び法第６条の２第３項又は第４項に規定する確認（以下「長期使用構造等確認」という。）の業務（以下これらを総称して「評価等の業務」という。）の実施について、法第16条第１項の規定により必要な事項を定めるものである。

（基本方針）

第２条　評価等の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

（評価等の業務を行う時間及び休日）

第３条　評価等の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前８時45分から午後５時30分までとする。ただし、窓口業務は午前９時から午後４時までとする。

２　評価等の業務の休日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の休日

(3) お盆　８月13日から８月15日までの日。ただし、その期間に第１号に規定する休日が含まれる場合は、８月12日から８月16日までの間で、その休日を除く３日間とする。

(4) 12月30日から翌年の１月４日まで

(5) 社長が特に必要と認める日

３　評価等の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に申請者等との間において評価等の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前２項の規定によらないことができる。

（事務所の所在地）

第４条　本社の所在地は、広島市中区八丁堀15番10号とする。

２　福山営業所（以下「営業所」という。）の所在地は、福山市若松町８番22号とする。

（評価等の業務を行う区域）

第５条　当機関の業務区域は、広島県全域とする。

（評価等の業務に係る住宅の種類及び評価等の業務を行う範囲）

第６条　当機関は、法第７条第２項各号に掲げる住宅の種別に係る評価の業務について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）第９条第１号から第３号までに定める区分に係る評価の業務を行うものとする。

２　当機関は、前項に規定する住宅の種別に係る長期使用構造等確認の業務を行うものとする。

第２章　設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

（設計住宅性能評価の申請）

第７条　施行規則第３条第１項に規定する設計住宅性能評価（以下単に「設計住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を２部提出しなければならないものとする。

(1) 施行規則第３条第１項に規定する設計住宅性能評価申請書

(2) 平成12年建設省告示第1660号第１から第３までに定める図書（施行規則第３条第３項から第６項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。）

(3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、特別評価方法認定書の写し（ただし、当機関が当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類（必要な場合に限る。）

２　前項の規定にかかわらず、施行規則第３条第１項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを２部提出しなければならないものとする。（ただし、当機関において直前の設計住宅性能評価を行っている場合を除く。）

３　前２項の規定により提出される図書（以下「設計評価提出書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（当機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）の受理によることができる。この場合、前２項の規定にかかわらず図書の提出は

１部でよいものとする。

（長期使用構造等確認の申請）

第８条　長期使用構造等確認（新築住宅に係るものに限る。以下この章において同じ。）を求めようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を２部提出しなければならないものとする。

(1) 施行規則第７条の２第１項に規定する長期使用構造等確認申請書

(2) 令和３年国土交通省告示第 1366 号第１から第３までに定める図書

２　前項の規定にかかわらず、施行規則第７条の２第１項に規定する変更確認を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書（以下この章において「長期使用構造等確認書」という。）又はその写しを２部提出しなければならないものとする。ただし、法第６条の２第４項の住宅性能評価書が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、長期使用構造等確認書に替えて設計住宅性能評価書又はその写しを提出しなければならないものとする（当機関において直前の長期使用構造等確認又は設計住宅性能評価を行っている場合を除く。）。

３　前条第３項の規定は、前２項の規定により提出される図書（以下「長期使用構造等確認提出図書」という。）の受理において準用する。

（設計住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請）

第９条　施行規則第７条の３に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請については、施行規則第７条の２第１項に規定する変更確認を申請する場合を除き、この章の規定を適用する。

（設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約）

第 10 条　当機関は、設計住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該設計評価提出図書を受理する。

(1) 申請に係る住宅が、第６条第１項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。

(2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。

(3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。

(4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

２　当機関は、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

３　申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。

４　当機関は、設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と設計住宅性

能評価に係る契約を締結するものとする。

5　前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。

(1) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。

(2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、当機関の求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報を当機関に提供しなければならないこと。

(3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 評価料金の額に関すること。

(b) 評価料金の支払期日に関すること。

(c) 評価料金の支払方法に関すること。

(4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。

(b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当機関に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。

(5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。

(b) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、当機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。

(c) 申請者は、当機関が行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(d) 当機関は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。

(e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(6) 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。

(b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。

(c) 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかった場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任

を負わないこと。

6　前５項の規定（前項(1)の規定を除く。）は、長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約についても準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「第６条第１項」とあるのは「第６条第２項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と読み替えるものとする。

（設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認）

第 11 条　当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに住宅性能評価に用いる「住宅性能評価マニュアル」及び「長期使用構造等確認マニュアル」に従い、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を評価員に実施させる。

2　評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受付け、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。

3　評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。

4　評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を一時中断する。

5　前項の規定により設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を中断した場合においては、当機関は、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を再開しない。

（設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ）

第 12 条　申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を当機関に提出する。

2　前項の場合においては、当機関は、設計住宅性能評価を中止し、設計評価提出図書を申請者に返却する。

3　前２項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取り下げについて準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

（設計評価提出図書及び長期使用構造等確認図書の変更）

第 13 条　申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について当機関に通知するものとする。

2　前項の通知が行われた場合において、当機関が変更の内容が大規模であると認めると

きは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。

3　前２項の規定は、長期使用構造等確認図書の変更について準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

（設計住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付）

第14条　当機関は、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書を交付する。

(1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。

(2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。

(3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第６条第１項の建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）に適合しないと認めるとき。

(4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他当機関に帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。

(5) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。

2　設計住宅性能評価書の交付番号は、別表１に定める方法に従う。

3　当機関は、第１項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第４条第２項及び第３項の規定に従い、申請者に対してその旨を書面をもって通知する。

4　設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

5　前４項（ただし、第１項(3)を除く。）の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「長期使用構造等でないと確認された場合」と、「施行規則第４条第２項及び第３項の規定」とあるのは「施行規則第７条の４第１項第２号の規定」と、「書面をもって通知する」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書を交付する」と読み替えるものとする

（長期使用構造等に係る軽微変更該当証明）

第15条　第８条第２項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第３号）第７条第４号に規定する軽微な変更（以下この条において単に「軽微な変更」という。）に該当することの証明を求める者は、軽微変更該当証明を依頼することができる。当機関が確認を行い、別に定める様式により、軽微な

変更に該当する場合は軽微変更該当証明書を、計画の変更が軽微な変更に該当しない場合は軽微な変更に該当しない旨の通知書を、軽微な変更に該当するかどうかを決定することができない場合は軽微な変更に該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者に交付する。

ただし、当機関が法第６条の２第３項による確認書又は第４項による住宅性能評価書を交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更に該当しない旨の通知書のいずれかを交付するものとする。

第３章　建設住宅性能評価の実施方法

（建設住宅性能評価の申請）

第 16 条　施行規則第５条第１項に規定する建設住宅性能評価（以下「建設住宅性能評価」という。）のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号（当機関において最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、(2)を除く。）に掲げる図書を２部提出しなければならないものとする。

(1) 施行規則第５条第１項に規定する建設住宅性能評価申請書（新築住宅）

(2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し

(3) 施工状況報告書の様式

(4) 建築基準法第６条第１項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあっては、同項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第 18 条第３項又は第４項）の確認済証の写し

２　前項の規定にかかわらず、施行規則第５条第１項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを２部提出しなければならないものとする。（ただし、当機関において直前の建設住宅性能評価を行っている場合除く。）

３　建設住宅性能評価のうち、既存住宅に係るものを申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を２部提出しなければならないものとする。

(1) 施行規則第５条第１項に規定する建設住宅性能評価申請書（既存住宅）

(2) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取り図

(3) 住宅に関する基本的な事項に関する申告書

(4) 評価方法基準第４の３(1)イ後段の規定を適用する場合にあっては、登録住宅性能評価機関が行った現況検査により認められる劣化等の状況の評価の結果を記載した書類

(5) 評価方法基準第４の３(1)ロ又はハの規定を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもって評価を行う場合にあっては、施行規則第 15 条第１項第１号ロ(1)若しくはハ(2)に掲げる書類（建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限る。）又はその写し及び評価の結果を記載した書類

４　申請者は、第２項及び前項に掲げる図書が整っていない場合であっても、当機関に対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。

５　第１項から第３項までの規定により提出される図書（以下「建設評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。この場合、第１項から第３項までの規定にかかわらず図書の提出は１部でよいものとする。

（長期使用構造等確認の申請）

第 17 条　長期使用構造等確認（既存住宅に係るものに限る。第 18 条を除き、以下この章において同じ。）を求めようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を２部提出しなければならないものとする。

⑴ 施行規則第７条の２第１項に規定する長期使用構造等確認申請書

⑵ 令和３年国土交通省告示第 1366 号第１から第３までに定める図書

２　前項の規定にかかわらず、施行規則第７条の２第１項に規定する変更確認を申請しようとする者は、当機関に対し、前項⑴に掲げる図書、前項⑵に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書（以下この章において「長期使用構造等確認書」という。）又はその写しを２部提出しなければならないものとする。ただし、法第６条の２第４項の住宅性能評価書が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、長期使用構造等確認書に替えて建設住宅性能評価書又はその写しを提出しなければならないものとする。

３　前条第５項の規定は、前２項の規定により提出される図書（以下この章において「長期使用構造等確認提出図書」という。）の受理において準用する。

（建設住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請）

第 18 条　施行規則第７条の３に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認（建築行為を伴わない既存住宅に係るものに限る。）の申請については、施行規則第７条の２第１項に規定する変更確認を申請する場合を除き、この章の規定を適用する。

（建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約）

第 19 条　当機関は、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該建設評価提出図書を受理する。

⑴ 申請に係る住宅が、第６条第１項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。

⑵ 形式上の不備がないこと。

⑶ 記載すべき事項の記載が不十分でないこと。

⑷ 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

２　当機関は、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3　申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。

4　当機関は、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と建設住宅性能評価に係る契約を締結する。

5　前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。

(1) 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関する事項

(2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 申請者は、当機関の求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報を当機関に提供しなければならないこと。

(b) 申請者は、当機関の評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。

(3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 評価料金の額に関すること。

(b) 評価料金の支払期日に関すること。

(c) 評価料金の支払方法に関すること。

(4) 評価等の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。

(b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当機関に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。

(c) 申請に係る住宅が、建築基準法第７条第１項の規定による検査を要しない住宅、同法第７条の６第１項第１号若しくは第２号の規定による認定を受けた住宅又は既存住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第７条第５項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第 18 条第 22 項又は第 18 条第 26 項）に規定する検査済証の写しを当機関に提出しないときは、業務期日を延期することができること。

(5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。

(b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、当機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。

(c) 申請者は、当機関が行うべき評価等の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(d) 当機関は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。

(e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(6) 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。

(b) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。

(c) 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかった場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

6　前５項の規定（前項(1)の規定を除く。）は、長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約についても準用する。この場合において、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「第６条第１項」とあるのは「第６条第２項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と読み替えるものとする。

（建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認）

第 20 条　当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに住宅性能評価に用いる「住宅性能評価マニュアル」等及び「長期使用構造等確認マニュアル」等に従い、建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認を評価員に実施させる。

2　評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受付け、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。

3　評価員は、建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。

4　評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。

5　評価員は、既存住宅に係る建設住宅性能評価のための検査の後に、申請者から補修等（容易に行うことができるものに限る。）を行った上での再検査を受けたい旨の申し出があった場合（申請者と所有者が異なる場合は、所有者の同意を得ている場合に限る。）は、建設住宅性能評価を一時中断する。

6　第４項又は第５項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、当機関は、その是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再

開しない。

（新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査）

第 21 条　申請者は、当機関に対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を（別記第 1 号様式）により、通知しなければならないものとする。

２　当機関は、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から 7 日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせる。

３　申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施工状況報告書を当機関に提出しなければならないものとする。

４　申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。

５　当機関は、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第 10 号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

（建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ）

第 22 条　申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を当機関に提出するものとする。

２　前項の場合においては、当機関は、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出図書を申請者に返却する。

３　前 2 項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取り下げについて準用する。この場合において、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

（建設工事の変更）

第 23 条　申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について当機関に通知するものとする。

２　前項の通知が行われた場合において、当機関が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

（建設住宅性能評価書及び長期使用構造等確認の交付）

第 24 条　当機関は、建設住宅性能評価が終了した場合においては、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の各号に掲げる場合、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の(1)、(2)、(5)及び(6)に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書を交付する。

(1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
(2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
(3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
(4) 申請に係る住宅について建築基準法第７条第５項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第 18 条第 22 項又は第 18 条第 26 項）の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第７条第１項の規定による検査を要しない住宅又は同法第７条の６第１項第１号若しくは第２号の規定による認定を受けた住宅にあっては、この限りでない。
(5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったことその他当機関に帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき。
(6) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。

２　第 14 条第２項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。

３　当機関は、第１項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第７条第２項及び第３項の規定に従い、申請者に対してその旨を通知する。

４　建設住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

５　前４項（ただし、第１項（3）及び（4）を除く。）の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「長期使用構造等でないと確認された場合」と、「施行規則第７条第２項及び第３項の規定」とあるのは「施行規則第７条の４第１項第２号の規定」と、「その旨を通知する」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書を交付する」と読み替えるものとする。

（長期使用構造等に係る軽微変更該当証明）

第 25 条　第 17 条第２項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成 21 年国土交通省令第３号）第７条第５号に規定する軽微な変更（以下この条において単に「軽微な変更」という。）に該当することの証明を求める者は、軽微変更該当証明を依頼することができる。当機関が確認を行い、別に定める様式により、軽微な変更に該当する場合は軽微変更該当証明書を、計画の変更が軽微な変更に該当しない場合は軽微な変更に該当しない旨の通知書を、軽微な変更に該当するかどうかを決定することができない場合は軽微な変更に該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者に交付する。ただし、当機関が法第６条の２第３項による確認書又は第４項によ

る住宅性能評価書を交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更に該当しない旨の通知書のいずれかを交付するものとする。

第４章　評　価　員　等

（評価員の選任）

第 26 条　当機関の長は、評価等の業務を実施させるため、法第 13 条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任するものとする。

２　評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。

３　既存住宅に係る住宅性能評価及び長期使用構造等確認の業務に従事する評価員については、登録講習機関（登録制移行前の指定講習機関を含む。）において、既存住宅に係る住宅性能評価に関する講習の課程を修了した者のうちから選任するものとする。

４　評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

（評価員の解任）

第 27 条　当機関の長は、評価員が次のいずれかに該当する場合においては、その評価員を解任するものとする。

(1) 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

（評価員の配置）

第 28 条　評価等の業務を実施するため、評価員を当機関に 2 人以上（うち営業所に 1 人以上）配置する。

２　前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価及び長期使用構造等確認を行わなければならない。

３　当機関は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価等の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

（評価員の教育）

第 29 条　評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年 1 回、当機関の行う評価等の業務に関する研修を受講させるものとする。

２　法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

（評価等の業務の実施及び管理の体制）

第 30 条　評価等の業務に従事する職員を、第 28 条第 1 項の規定により配置された評価員を含め、当機関に 2 人以上（うち営業所に 1 人以上）配置する。

２　当機関は、業務統括部長を法第 9 条第 1 項第 3 号に規定する専任の管理者に任命する。

３　専任の管理者は、評価等の業務を統括し、評価等の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書及び長期使用構造等確認書の交付について責任を有するものとする。

（評価員等の身分証の携帯）

第 31 条　評価の業務に従事する職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

２　前項の身分証の様式は、別記様式による。

（秘密保持義務）

第 32 条　当機関の役員及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの者であった者は、評価等の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第 5 章　評　価　料　金　等

（評価料金等の収納）

第 33 条　申請者は、別表 2 に定める評価料金を、銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。

２　前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

（評価料金等を減額するための要件）

第 34 条　評価料金等は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

(1) 設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請とともに、建築基準法第 6 条の 2 第 1 項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第 18 条第 4 項）の確認の申請を行うとき。

(2) 建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第 7 条の 2 第 1 項の検査及び同法第 7 条の 4 第 1 項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第 18 条第 23 項及び同法第 18 条第 32 号）の検査の申請を行うとき。

(3) 地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価の申請を行うとき。

(4) 住宅型式性能認定又は認証型式住宅部分等製造者の場合で審査が省略できるとき。

（評価料金等の返還）

第 35 条　収納した評価料金等は、返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により評価等の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

２　前項の規定に関わらず、建設住宅性能評価において、契約の解除に伴い、料金の一部を返金する場合の返金額は、別表に定める率を乗じた額とする。

（負担金の納付）

第 36 条　当機関は、法第 87 条第３項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

第 6 章　　雑　　則

（登録の区分等の掲示等）

第 37 条　当機関は、法第 17 条の規定に従い、登録の区分その他施行規則第 17 条第 1 項各号に掲げる事項を、事務所において公衆に見やすいように掲示するとともに、インターネット上に開設した当機関のホームページ（http://www.hkjc.co.jp）において公表するものとする。

（評価業務規程等の公開）

第 38 条　当機関は、本規程を評価等の業務を行う事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、前条に規定するホームページにおいて公表するものとする。

（財務諸表の備付け）

第 39 条　当機関は、毎事業年度経過後 3 月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書を作成し、5 年間事務所に備えておくものとする。

（財務諸表等に係る閲覧等の請求）

第 40 条　利害関係人は、当機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2)の請求をするには、１枚につき 1,080 円を支払わなければならないものとする。

(1)　財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

(2)　前号の書面の謄本又は抄本の請求

（帳簿及び書類の保存）

第 41 条　帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

(1) 法第 19 条第 1 項の帳簿　評価の業務の全部を廃止するまで

(2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る契約書その他設

計住宅性能評価に要した書類（次号に掲げる書類と同一のものを除く。）　５年間

(3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、工事監理報告書、建設住宅性能評価に係る契約書その他建設住宅性能評価に要した書類　20 年間

(4) 長期使用構造等確認申請書及びその添付図書、法第６条の２第３項に規定する確認書の写し並びに長期使用構造等確認に係る契約書その他長期使用構造等確認に要した書類　５年間

（帳簿及び書類の保存及び管理の方法）

第 42 条　前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあっては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

２　前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第 43 条　当機関は、電子情報処理組織による申請の受付け及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

（評価等の業務に関する公正の確保）

第 44 条　当機関の長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

２　当機関の長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

(1) 設計に関する業務

(2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務

(3) 建設工事に関する業務

(4) 工事監理に関する業務

３　当機関の長、役員又はその職員（評価員を含む。）がその役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。）である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合（当該役員又は職員（評価員を含む。）が当該申請に係る評価等の業務を行う場合に限る。）は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

(1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合

(2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項(1)、(2)、(3)又は(4)に掲げる業務を行った場合

４　評価員又は機関の役員若しくは職員以外の者は、評価等の業務に従事してはならない。
５　前４項の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

（損害賠償保険への加入）
第 45 条　当機関は、評価等の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（保険金額が年間 3,000 万円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの）を締結するものとする。

（事前相談）
第 46 条　申請者は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請に先立ち、当機関に相談をすることができる。この場合においては、当機関は、誠実かつ公正に対応するものとする。

附　則
この規程は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。
附　則
この規程は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。
附　則
この規程は、平成 20 年 9 月 16 日から施行する。
附　則
この規程は、平成 22 年 4 月 15 日から施行する。
附　則
この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。
附　則
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
附則
この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。
附則
この規程は、平成 29 年 8 月 8 日から施行する。
附則
この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。
附則
この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月12日から施行する。

附則

この規程は、令和4年2月20日から施行する。

附則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年9月25日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

別表 1

住宅性能評価に係る交付番号は、16 桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○―○○―○○○○―○―○―○○○○○

1～3 桁目	㈱広島建築住宅センターの登録番号（０４９）
4～5 桁目	０１：本社　　０２：福山営業所
6～9 桁目	西暦
10 桁目	1：設計住宅性能評価 2：建設住宅性能評価（新築住宅） 3：建設住宅性能評価（既存住宅） 4：設計性能評価とあわせて長期確認 5：建設性能評価（既存住宅）とあわせて長期確認
11 桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等
12～16 桁目	通し番号（11 桁目までの数字の並びの別に応じ、00001 から順に付するものとする。）

長期使用構造等確認に係る交付番号は、16 桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○―○○―○○○○―○―○―○○○○○

1～3 桁目	㈱広島建築住宅センターの登録番号（０４９）
4～5 桁目	０１：本社　　０２：福山営業所
6～9 桁目	西暦
10 桁目	1：新築 2：増築・改築 3：建築行為なし
11 桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等
12～16 桁目	通し番号（11 桁目までの数字の並びの別に応じ、00001 から順に付するものとする。）

別表２　料金表

１　評価業務規程第５章の料金は、次のとおり別表第１から別表第 18 までに定めたとおりとする。

(1)　計画変更の場合（技術的審査を伴う軽微な変更を含む。）は、関係する区分に係る評価料金を半額にします。なお、技術的審査を伴わない変更（戸建住宅）及び第 25 条の軽微な変更の料金は、１住戸当たり 6,000 円（税込み）とします。

２　この別表に記載していない料金については、申請者と株式会社広島建築住宅センターが協議して決める。

別表第１　設計住宅性能評価料金(必須評価事項のみ)

（単位：円、消費税込）

	床　面　積　の　合　計	料　金　の　額
戸建住宅	200 ㎡以下	66,000
	200 ㎡超	76,000
共同住宅等	500 ㎡以下	64,000+M×14,000
	500 ㎡超～1,000 ㎡以下	P ×22,000+64,000+M×14,000
	1,000 ㎡超～2,000 ㎡以下	P ×22,000+64,000+M×14,000
	2,000 ㎡超～10,000 ㎡以下	P ×22,000+180,000+M×14,000
	10,000 ㎡超～50,000 ㎡以下	P ×22,000+342,000+M×12,000
	50,000 ㎡超	P ×22,000+802,000+M×12,000

※　Ｐは延床面積から 500 ㎡減じた数値を 500 ㎡で除した数値、Ｍは評価対象住戸数とする。

※　1,000 円未満の端数は切捨てとする。

※　戸建住宅の長期使用構造等確認を設計住宅性能評価と一体申請する場合の料金は、「長期使用構造等確認」料金を、10,000 円（税込）で実施します。（長期使用構造等確認　料金表　参照）

別表第２　設計住宅性能評価料金(性能表示事項の全て又は共同住宅等の長期使用構造等確認との一体申請の場合)

（単位：円、消費税込）

	床　面　積　の　合　計	料　金　の　額
戸建住宅	200 ㎡以下	78,000
	200 ㎡超	88,000
共同住宅等	500 ㎡以下	64,000+M×15,000
	500 ㎡超～1,000 ㎡以下	P ×22,000+64,000+M×15,000
	1,000 ㎡超～2,000 ㎡以下	P ×22,000+64,000+M×15,000
	2,000 ㎡超～10,000 ㎡以下	P ×22,000+246,000+M×15,000
	10,000 ㎡超～50,000 ㎡以下	P ×22,000+556,000+M×14,000
	50,000 ㎡超	P ×22,000+1,016,000+M×14,000

※　選択表示項目を１以上追加する場合に適用する（別表第５に同じ）。

※　Ｐは延床面積から 500 ㎡減じた数値を 500 ㎡で除した数値、Ｍは評価対象住戸数とする。

※　1,000 円未満の端数は切捨てとする。

別表第３　第 34 条第１号の申請（確認審査）と同時になされる設計住宅性能評価の料金の減算額

（単位：円、消費税込）

種別	床　面　積　の　合　計	料金の減算額
一戸建ての住宅	200 ㎡以下	9,000
	200 ㎡超	10,000
共同住宅等	500 ㎡以下	7,000
	500 ㎡超～1,000 ㎡以下	8,000
	1,000 ㎡超～2,000 ㎡以下	13,000
	2,000 ㎡超～10,000 ㎡以下	39,000
	10,000 ㎡超～50,000 ㎡以下	62,000
	50,000 ㎡超	132,000

別表第４　建設住宅性能評価料金（必須評価事項のみ）

（単位：円、消費税込）

	床面積の合計	料金の額
戸建住宅	200 ㎡以下	98,000
	200 ㎡超	110,000
共同住宅等	500 ㎡以下	N×68,000+M×15,000
	500 ㎡超～1,000 ㎡以下	N×(P×5,600+68,000) +M×15,000
	1,000 ㎡超～2,000 ㎡以下	N×(P×5,600+68,000) +M×15,000
	2,000 ㎡超～10,000 ㎡以下	N×(P×5,600+220,000) +M×11,200
	10,000 ㎡超～50,000 ㎡以下	N×(P×5,600+330,000) +M×7,600
	50,000 ㎡超	N×(P×5,600+440,000) +M×7,600

※　Ｐは延床面積から 500 ㎡減じた数値を 500 ㎡で除した数値、Ｍは評価対象住戸数、Ｎは検査を行った回数とする。

※　1,000 円未満の端数は切捨てとする。

別表第５　建設住宅性能評価料金（性能表示事項の全て）

（単位：円、消費税込）

	床　面　積　の　合　計	料　金　の　額
戸建住宅	200 ㎡以下	100,000
	200 ㎡超	110,000
共同住宅等	500 ㎡以下	N×68,000+M×16,300
	500 ㎡超～1,000 ㎡以下	N×(P×5,600+68,000) +M×16,300
	1,000 ㎡超～2,000 ㎡以下	N×(P×5,600+68,000) +M×16,300
	2,000 ㎡超～10,000 ㎡以下	N×(P×5,600+220,000) +M×12,600
	10,000 ㎡超～50,000 ㎡以下	N×(P×5,600+330,000) +M×8,600
	50,000 ㎡超	N×(P×5,600+440,000) +M×8,600

※　選択表示項目を１以上追加する場合に適用する（別表第２に同じ）。

※　Ｐは延床面積から 500 ㎡減じた数値を 500 ㎡で除した数値、Ｍは評価対象住戸数、Ｎは検査を行った回数とする。

※　1,000 円未満の端数は切捨てとする。

別表第６　既存の戸建住宅の建設住宅性能評価料金（第 20 条に係る長期使用構造等確認を含む。）

（単位：円、消費税込）

	床　面　積　の　合　計	料　金　の　額
設計図書がある場合	100 ㎡以下	58,000
	100 ㎡超～200 ㎡以下	68,000
	200 ㎡超～500 ㎡以下	83,000
	500 ㎡超	P×55,000+83,000
設計図書がない場合	100 ㎡以下	78,000
	100 ㎡超～200 ㎡以下	90,000
	200 ㎡超～500 ㎡以下	111,000
	500 ㎡を超	P×74,000+111,000

※　Ｐは延床面積から 500 ㎡減じた数値を 500 ㎡で除した数値とする。

※　必須項目以外（例：白蟻被害等）は、別途見積もりにより加算する。

※　1,000 円未満の端数は切捨てとする。

別表第７　第 34 条第２号の申請（確認検査）と同時になされる建設住宅性能評価の料金の減算額

（単位：円、消費税込）

種別	床　面　積　の　合　計	料金の減算額
一戸建ての住宅	200 ㎡以下	10,000
	200 ㎡超	11,000
共同住宅等	500 ㎡以下	22,000
	500 ㎡超～1,000 ㎡以下	33,000
	1,000 ㎡超～2,000 ㎡以下	37,000
	2,000 ㎡超～10,000 ㎡以下	69,000
	10,000 ㎡超～50,000 ㎡以下	128,000
	50,000 ㎡超	260,000

別表第８　他者が設計住宅性能評価を行った場合の料金加算額（必須評価事項のみ）

（単位：円、消費税込）

	床　面　積　の　合　計	料　金　の　額
戸建住宅	200 ㎡以下	40,000
	200 ㎡超	40,000
共同住宅等	500 ㎡以下	39,000+M×12,600
	500 ㎡超～1,000 ㎡以下	48,000+M×12,600
	1,000 ㎡超～2,000 ㎡以下	69,000+M×12,600
	2,000 ㎡超～10,000 ㎡以下	190,000+M×12,600
	10,000 ㎡超～50,000 ㎡以下	302,000+M×11,000
	50,000 ㎡超	618,000+M×9,500

※　Mは評価対象住戸数とする。

※　1,000 円未満の端数は切捨てとする。

別表第９　他者が設計住宅性能評価を行った場合の料金加算額（性能表示事項の全て）

（単位：円、消費税込）

	床　面　積　の　合　計	料　金　の　額
戸建住宅	200 ㎡以下	40,000
	200 ㎡超	40,000
共同住宅等	500 ㎡以下	39,000+M×14,100
	500 ㎡超～1,000 ㎡以下	48,000+M×14,100
	1,000 ㎡超～2,000 ㎡以下	68,000+M×14,100
	2,000 ㎡超～10,000 ㎡以下	190,000+M×14,100
	10,000 ㎡超～50,000 ㎡以下	302,000+M×12,600
	50,000 ㎡超	618,000+M×11,000

※　Mは評価対象住戸数とする。

※　1,000 円未満の端数は切捨てとする。

別表第 10　　第 34 条(3)　地方公共団体等が行う場合の減算額

条　　件	料　金　の　額
同一建物（形態、構造）を 2 棟以上同時申請	1 棟は通常の料金とし 2 棟目以上は半額とする。

別表第 11　　第 34 条(4)　認証型式住宅部分等製造者認証の場合の減算額

（単位：円、消費税込）

	床　面　積　の　合　計	料　金　の　額	
		設計性能評価	建設性能評価
戸建住宅	200 ㎡以下	18,000	31,000
	200 ㎡超	21,000	34,000

別表第 12　室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行う場合の料金加算額

〈簡易測定法（測定バッジ）〉　（単位：円、消費税込）

住戸数（近接地で同時期に測定可能な場合）	ホルムアルデヒドのみ（1 住戸当り）	ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン（1 住戸当り）
１	３５，０００	４８，０００
２～５	２８，０００	４１，０００
６～８	２４，０００	３６，０００
９・１０	２２，０００	３４，０００
１１～	２０，０００	３２，０００

〈標準測定法（空気採取法）〉　（単位：円、消費税込）

測定する化学物質	空気採取料金以外の料金（1 住戸当り）	空気採取料金（1 住戸当り）
ホルムアルデヒドのみ	別途見積り	別途見積り
ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン	別途見積り	別途見積り

別表第 13　遠隔地の場合の建設住宅性能評価料金の加算額(1 日当り)

（単位：円、消費税込）

	室内空気中の化学物質の濃度等の測定について	料金加算額
共同住宅の所在地が業務を行なう事務所の所在地から直線距離で 50 ㎞を超え 100 ㎞未満の地域に存する場合	室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行わない場合	１０，０００
	室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行う場合	２０，０００
共同住宅の所在地が業務を行なう事務所の所在地から直線距離で 100 ㎞を越える地域に存する場合	室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行わない場合	２０，０００
	室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行う場合	４１，０００

別表第 14　建設住宅性能評価の解除の場合の評価料金の返還

（イ）欄 契約の解除を行った時期	（ロ）欄 当該申請手数料に乗ずる率
建設住宅性能評価の申請を乙が受理した日から第 1 回の現場審査の前日まで	0.95
第 1 回の現場審査を実施した日から第 2 回の現場審査の前日まで	0.7
第 2 回の現場審査を実施した日から第 3 回の現場審査の前日まで	0.45
第 3 回の現場審査を実施した日から第 4 回の現場審査の前日まで	0.2
第 4 回の現場審査を実施した日以降	0.0（返還しない）

別表第 15　住宅性能評価書の再交付を行う場合の料金

（単位：円、消費税込）

再　交　付　料　金	料　　金
評価書 1 通につき	６，０００

3　長期使用構造等確認申請（第８条に係るものに限る。）に係る料金（以下「確認料金」という。）は、次のとおりとする。

(1)　別表 16 と別表 17 の合計額が、確認料金です。

(2)　戸建住宅（併用住宅含む。）を性能評価と一体で申請する場合は、確認料金は 10,000 円（税込）で実施します。

(3)　構造計算が必要な建築確認申請と併願申請する場合は、耐震性に係る区分の確認料金を半額にします。

(4)　型式住宅部分等製造者認証を受けたものの確認料金は半額にします。

(5)　増改築又は既存に係る確認料金は、別表 18 によります。

(6)　計画変更の場合（技術的審査を伴う軽微変更該当証明を含む。）は、関係する区分に係る確認料金を半額にします。なお、技術的審査を伴わない変更確認（戸建住宅）料金は、１住戸当たり 6,000 円（税込み）とします。（軽微変更該当証明を含む。）

(7)　再交付料金は、１通につき 3,000 円（税込み）とします。

(8)　上記以外の確認料金は、申請者と当機関が協議して決めます。

別表第 16　耐震性の区分に係る確認料金　（単位：円、消費税込）

住棟の延べ面積		料金の額（円）
戸建住宅（併用住宅を含む。）		21,000
共同住宅等	500 ㎡以下	63,000
	500 ㎡超～1,000 ㎡以下	122,000
	1,000 ㎡超～3,000 ㎡以下	256,000
	3,000 ㎡超～5,000 ㎡以下	479,000
	5,000 ㎡超～10,000 ㎡以下	950,000
	10,000 ㎡超～20,000 ㎡以下	1,745,000
	20,000 ㎡超～30,000 ㎡以下	2,632,000
	30,000 ㎡超え	3,242,000

別表第 17　耐震性以外の区分に係る確認料金　（単位：円、消費税込）

確認対象戸数（M）		料金の額（円）
戸建住宅（併用住宅を含む。）		46,000
共同住宅等	10 戸以下	34,000+19,000×（M-1）
	11 戸以上　100 戸以下	193,000+9,100×（M-10）
	101 戸以上　200 戸以下	915,000+8,700×（M-100）
	201 戸以上　300 戸以下	1,674,000+8,300×（M-200）
	301 戸以上　400 戸以下	2,389,000+6,200×（M-300）

※　1,000 円未満の端数は切捨てです。

※　401 戸以上は、見積もりによります。

別表第 18　増改築又は既存に係る確認料金（単位：円、消費税込）

確認対象戸数	料金の額（円）
戸建住宅（併用住宅を含む。）	74,000

※　センターが確認に当たり調査等を必要とする場合は、追加料金が必要です。

※　共同住宅等は、見積もりによります。

別記様式

住宅性能評価機関業務規程第31条第2項の規定する身分証の仕様及び書式は以下のものとする。

書　式（表　面）

住宅性能評価員証

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日

番　　号

有効期間　　年　　月　　日

特　　記

写　真

（25×30）

上記の者は、当センターの評価員であることを証する。

株式会社広島建築住宅センター　　㊞

書　式（裏　面）

署　名

株式会社広島建築住宅センター

所 在 地　広島市中区八丁堀 15-10

郵便番号　730-0013　　電話番号　082-228-2220

注　　意

1．住宅性能評価業務に当たっては、本証を常に携帯すること。

2．この証は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。

3．この証を紛失したときは、直ちに発行者に届けなければならない。

4．この証は性能評価員の資格を失ったとき又は有効期間を経過したときは、直ちに発行者に返還しなければならない。

大きさ　　約91mm×55mm